

賃金制度等の改正について(追加)提案される!

1 新たなジョブローテーションの実施に伴う賃金制度の改正

(1) 基本給の調整の見直し

② 車両、施設、電気の区分の者のうち、会社が定める資格等を取得した場合、資格等を取得した日の属する月の翌月1日に基本給額に2,000円を加える。ただし、1回に限ることとし重複適用はしない。(既に①(区分が2以上に達した場合の基本給額2,000円加算)の適用を受ける者及び⑤に定める移行措置を含む。)なお、採用前及び採用後2年未満に資格等を取得した場合には、採用後2年に達する日の属する月の翌月1日に加算する。

③ ①及び②の適用にあたっては、賃金規定第13条第2号に規定する初任給表2の適用を受ける者及び本人の責に帰すべき事由による区分の変更を除く。

⑤ 移行措置

ウ 令和2年4月1日現在において、会社が定める資格等を取得している場合には基本給額に2,000円を加える。ただし、アが適用される者及び採用後2年未満の者を除く。なお、令和2年4月1日現在、満55歳以上の社員については、賃金規定附則(平成24年3月8日人達第9号)第3項を適用した額を加える。

エ ア本文及びウについては、賃金規定第13条第2号に規定する初任給表2の適用を受ける者を除く。

★キャリア加算の適用拡大★

(追加) メンテナンス系統における基礎的資格を次のステップへの起点と評価し処遇を向上する。

《追加①》

2つ以上の区分を経験する前に、表の資格を取得した場合、基本給額に2,000円を加える。

(入社2年未満、既に適用を受ける者を除く。)

車両	一級鉄道車両製造・整備技能士
施設	レールエンジニア 等
電気	シグナルエンジニア 等

資格取得

基本給額
+2,000円

	資格名称
車両	一級鉄道車両製造・整備技能士
施設	レールエンジニア
	二級土木施工管理技士
	土木構造物メンテナンス技士
	二級建築士
	二級管工事施工管理技士
電気	建築物環境衛生管理技術者
	電力支持物設計エンジニア
	第三種電気主任技術者
	第二種電気工事士
	シグナルエンジニア
	工事担任者(第一種・総合種)

《追加②》

総合職社員はキャリア加算の対象外となる。

《追加③》

本人の責に帰すべき事由による区分の変更はキャリア加算の対象外となる。